

## 鹿児島市男女共同参画センター図書情報コーナー雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市男女共同参画センター図書情報コーナー（以下「図書情報コーナー」という。）の雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、図書情報コーナーに雑誌を提供する者が、当該雑誌の最新号のカバー、書架等に広告を掲載し、図書情報コーナー利用者の閲覧に供することをいう。

2 雑誌スポンサー制度により提供された雑誌の所有権は、市に帰属する。

(雑誌スポンサー等)

第3条 雑誌スポンサー制度を利用して広告を掲載することができる者（以下「雑誌スポンサー」という。）は、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者その他市長が適当と認める者で、本市と図書情報コーナー雑誌スポンサー契約を締結した者とする。ただし、鹿児島市広告掲載等基準（平成18年9月1日制定。以下「基準」という。）第3条第1項に規定する業種又は事業者に該当する者は、雑誌スポンサーになることができない。

2 雑誌スポンサーが掲載することができる広告の内容は、鹿児島市広告掲載等指針（平成18年9月1日制定。以下「指針」という。）及び基準による。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、本市と図書情報コーナー雑誌スポンサー契約を締結した月の翌月から当該月の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、本市及び雑誌スポンサーの双方から解除の意思表示がない場合は、同じ条件で1年間当該契約を更新し、引き続き掲載を行うものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第5条 雑誌スポンサーの募集について必要な事項は、市長が別に定める。

(雑誌スポンサーの審査等)

第6条 雑誌スポンサーになろうとする者は、その旨を市長に申し込むものとする。

2 前項の申込みがあったときは、鹿児島市市民局広告審査会設置要領（平成19年8月1日制定。以下「要領」という。）に基づき、鹿児島市市民局広告審査会（以下「審査会」という。）で審査するものとする。

3 市長は、前項の審査を終えたときは、速やかにその結果を、当該申込みをした者に通知する。

4 市長は、雑誌スポンサーに決定した者と速やかに図書情報コーナー雑誌スポンサー契約を締結する。

(掲載広告に関する責任)

第7条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告内容の変更)

第8条 雑誌スポンサーは、契約期間内に広告の内容を変更する場合、あらかじめ市長に申し出るものとする。

2 前項の規定による変更の申し出があったときは、広告の変更内容について審査会で審査するものとする。

3 市長は、広告の内容に修正又は削除の必要があると認めるときは、雑誌スポンサーに広告の内容の修正又は削除を求めることができる。

(契約の解除)

第9条 市長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除する。

(1) 雑誌スポンサーから雑誌の提供終了の意思表示があったとき。

(2) 指針第9条に該当するとき。

(3) 支払期限までに購入代金の支払がないとき。

(4) 契約期間中に雑誌スポンサーが基準第3条第1項に規定する業種又は事業者該当するに至ったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、既に支払われた提供雑誌の購入代金は返還しない。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。